

# 18歳の誕生日からは成年

(成年になるとできること、できないこと、変わること)

## 18歳の誕生日を迎えると民法の規定により「成年」として扱われます

⇒成年になると法定代理人(親などの親権者)の同意がなくても契約を締結できるなど、様々なことを自身の意思と責任において決定でき、主体的に社会に参加できるようになります。

⇒一方で、未成年の時のように法定代理人の同意を得ずに交わした契約を取消すことができなくなるなど、契約に伴うトラブル等に注意することが必要です。

## 1 成年(18歳)になるとできること、変わること

### ● 契約を結ぶこと

法定代理人の同意がなくても「**自分一人で契約**」をすることができます。

【主な契約の例】

- ・物を買う(売買契約)、アパートなどを借りる(賃貸借契約)
- ・高額な物を購入するためローンを組む(金銭消費貸借契約)
- ・クレジットカードを作る、使う(売買契約、立替払い契約等)



社会経験の少ない若年者を狙った悪質な業者もいます。契約内容を十分に確認し、必要な契約かどうかよく検討することが大切です。

注意!

### ● その他(契約以外でできること)

- ・結婚ができる(結婚ができる年齢は民法により男女とも18歳です)
- ・公認会計士や司法書士、行政書士などの国家資格を取得できる
- ・裁判員に選任され、刑事裁判に参加する場合がある(令和5年から)
- ・18、19歳の者が犯した事件で実名報道が一部解禁される(少年法が令和4年4月1日から変更)

## 2 20歳にならないとできないこと

- ・飲酒、喫煙をすること
  - ・公営競技(競馬、競輪、競艇、オートレース)の投票券等を購入すること
- ※成長過程にある若年者については、健康被害やギャンブルへの依存等が懸念されることから、18歳になっても、飲酒、喫煙等はできません。



### 3 契約において注意が必要なこと

#### ○未成年者よりもリスクが高い

未成年者が法定代理人の同意を得ずに行った契約を取消す「未成年取消権」が成年にはありません。契約の知識や経験が少ない若年者は注意が必要です。

#### ○自らの責任が問われる

契約は、相手方との意思が合致したときに成立し、当事者双方が契約内容を守る義務を負います。原則、一方の都合で取止めることはできず、契約を守らない場合には、法的責任を問われます。

#### 契約トラブルの事例

##### ○定期購入を条件とする契約によるトラブル

「初回500円」、「1回目80%オフ」のインターネット広告を見て低価格の商品を購入。  
⇒実際には定期購入が条件になっていた。頼んでいないのに2回目の商品発送があった。

##### ○連鎖販売取引（マルチ商法）によるトラブル

⇒友人から「簡単にもうかる」、「友人を勧誘すると手数料が入る」と言われ、投資に関する教材の購入を勧められ契約したが、全くもうからなかった。

##### ○クレジットカードの使用等によるトラブル

⇒インターネットでクレジットカードを作り、高額商品の購入をしたが支払いができなくなった。

##### ○インターネット、SNSを介した契約等のトラブル

⇒SNS広告の副業サイトから教材を購入後、高額なサポートプランを勧誘された。  
⇒SNSで知り合った相手から出会い系サイトに誘引され、今後も「やり取りをするにはお金の支払いが必要」と言われ、高額な費用を支払った。



#### クーリング・オフによる契約の解除

訪問販売や強引な電話勧誘などで十分に考える余裕がないまま、契約してしまっても、8日間（マルチ商法などは20日間）以内であれば、契約を解除できます。

※通信販売で買った商品など、クーリング・オフができない商品もあります。



#### 消費者契約法による取消

不当な勧誘による契約は取消が可能  
・事実と違う説明をされた。メリットだけ説明があり、デメリットの説明がない場合  
・「帰ってくれ」、「帰りたい」という意思表示を無視した勧誘により契約した場合  
・消費者の不安をあおる、消費者の抱く恋愛感情に付込み契約した場合 など

### 4 「困ったとき」、「怪しい・・・と思ったとき」はすぐに相談

<p><b>消費者ホットライン</b></p>	<p>局番なしの ☎ <b>188</b>（泣き寝入りは <b>いやや</b>） ※お近くの消費生活相談窓口におつなぎします。</p>	
<p><b>電子メール消費生活相談</b></p>	<p>メールによる消費者トラブル相談を受付けています。 詳しくは鳥取県のホームページをご覧ください。 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/294362.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/294362.htm</a></p>	

#### この資料に関するお問合わせ先（発行元）

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220  
鳥取県子育て・人財局子育て王国課（TEL 0857-26-7076）  
又は 青少年育成鳥取県民会議（TEL 0857-26-7078）



詳しくは鳥取県のホームページをご覧ください